

事業評価書（事後）

平成21年8月

評価対象（事業名）	がん医療水準均てん化の推進に向けた看護職員資質向上対策			
主管部局・課室	医政局看護課			
関係部局・課室				
関連する政策体系				
基本目標	I	安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること		
施策目標	2	必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること		
施策目標	2-2	医療従事者の資質の向上を図ること		
個別目標	2	医療従事者等に対する研修を充実すること		

1. 現状・問題分析

事前評価実施時における現状・問題分析（平成17年度）						
①現状分析 医療技術の進歩、患者の高齢化・重症化、平均在院日数の短縮化等、医療を取り巻く環境が大きく変わっている中で、看護職員の役割は益々重要となっている。そのような環境の中で医療安全を確保し、患者に適正な医療を提供する体制を確立するためにも、看護職員の資質向上は強く求められているところ。						
②問題点 中でも、がん疾患については診断技術・治療技術等は急激な早さで高度化しており、かつ複雑多岐に渡るとともに、患者に対する精神的なケアの重要性も益々高くなってきている。今後もこれらの診断技術・治療技術等を適正に維持するためにも的確に対応できる臨床実践能力の高い看護師の育成・強化は強く求められている状況。						
③問題分析 従来から、様々な研修事業等を行いその資質の向上のための施策を進めてきたところであるが、研修内容は主に講義等を中心とした知識集積型の形態であり、今後も大きく変わる医療環境に的確に対応するためには、医療技術・看護技術等の知識の上に、更に高い臨床実践能力を有する看護職員の育成を図ることが急務である。						
④事業の必要性 がん対策については、現在、「第3次対がん10か年総合戦略」が掲げられているところであるが、がんの医療水準の均てん化に向けて、がんの診療機能を有している医療機関に勤務する看護師を対象に、がん医療を中核的に担っている医療機関において専門的な臨床実務研修を行うことにより、質の高いがんの専門的な看護師の育成・強化を推進する必要がある。						
事後評価実施時（現在）における現状・問題分析						
医療技術の進歩、患者の高齢化等により、看護職員の役割は複雑多様化し、その業務密度も高まっていることから、看護職員の資質の向上を図ることは、極めて重要な問題である。						
現状・問題分析に関連する指標						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	就業看護職員数 （毎年度／前年度）	797,233	822,913 【103,2%】	848,185 【103,1%】	882,819 【104.1%】	集計中
（調査名・資料出所、備考）						

(整理番号6)

・指標1については、医政局看護課調べによる。平成20年度の数値については、現在集計中であり、平成22年2月頃に公表予定である。

2. 事業の内容

(1) 事業の実施主体

実施主体：国、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所
都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人
その他（ ）

(2) 事業の内容（概要）

がんの医療水準の均てん化に向け、がん医療を中核的に担っている医療機関において専門的な臨床実務研修を行うことにより、質の高いがんの専門的な看護師の育成・強化を推進するものである。

(3) 予算

一般会計・年金特会・労働保険特会・その他（ ）					
予算額（単位：百万円）	H18	H19	H20	H21	H22
	99	162	138	138	138
※「H22」については予算概算要求額					

3. 事前評価実施時における目標・政策効果が発現する時期

事業の目標	
研修実施都道府県数、目標値：47都道府県で研修実施	
政策効果が発現する時期	

4. 評価指標等

アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 就業看護職員数 (前年度以上/毎年度)	797,233	822,913 【103,2%】	848,185 【103,1%】	882,819 【104,1%】	集計中
(調査名・資料出所、備考) ・指標1については、医政局看護課調べによる。平成20年度の数値については、現在集計中であり、平成22年2月頃に公表予定である。					
アウトプット指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 事業の実施都道府県数 (前年度以上/毎年度)	-	-	9	24 【267%】	30 【125%】
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、医政局看護課調べによる。					

5. 事前評価の概要

必要性の評価	看護職員の資質向上については、従来から、様々な研修事業等を行い施策を進めてきたところであるが、研修内容は主に講義等を中心としたものであり、今後も大きく変わる医療環境に的確に対応するためには、医療技術・看護技術等の知識の上に、更に高い臨床実践能力を有する看護職員の育成を図ることが必要である。
有効性の評価	がんの医療水準の均てん化に向けて、がんの診療機能を有している医療機関に勤務す

(整理番号6)

る看護師を対象に、がん医療を中核的に担っている医療機関において専門的な臨床実務研修を行うことにより、質の高いがんの専門的な看護師の育成・強化を推進するものであり、これにより、がん診療機能を有する診療機関の診療レベルの向上・維持にも寄与するものである。

効率性の評価

がん医療を中核的に担っている医療機関へ委託することにより、専門的な臨床実務研修をより円滑に、効果的に実施することが可能である。また、必要経費のみを補助し、当該事業を実施することにより、質の高いがんの専門的な看護師の育成・質の向上を効率的に行うことに資する。

6. 事後評価の内容

(1) 有効性の評価

政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)

がんの医療水準の均てん化に向けて、がんの診療機能を有している医療機関に勤務する看護師を対象に、がん医療を中核的に担っている医療機関において専門的な臨床実務研修を行うことにより、質の高いがんの専門的な看護師の育成・強化を推進するものであり、これにより、がん診療機能を有する診療機関の診療レベルの向上・維持にも寄与するものである。

有効性の評価

平成19年度末現在で、約440人の看護師に対する研修が実施され、質の高いがんの専門的な看護師の育成・強化が図られ、がん診療機能を有する医療機関の診療レベルの向上・維持に寄与していると考えられる。

事後評価において特に留意が必要な事項

なし

(2) 効率性の評価

効率性の評価

必要な養成機関を経て養成するよりも、がんの診療機能を有している医療機関に勤務する看護師を対象に、がん医療を中核的に担っている医療機関において専門的な臨床実務研修を行うことは、質の高いがんの専門的な看護師の育成・強化を効率的に行うことができることから評価できる。

事後評価において特に留意が必要な事項

なし

(3) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入)

なし

(4) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成22年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

7. 特記事項

①国会による決議等(総理答弁及び附帯決議等含む。)の該当

(1) 有・無

(2) 具体的記載

第170回国会の麻生内閣総理大臣所信表明演説(平成20年9月)において「救急医療のたらい回し、産科や小児科の医師不足(中略)。いつ自分を襲うやもしれぬ問題であります。日々不安を感じながら暮らさなくてはならないとすれば、こんな憂鬱なことはありません。わたしは、これら不安を我が事として、一日も早く解消するよう努めます。」と所信表明されたところである。

②骨太の方針・各種計画等政府決定等の該当

(※安心プラン・新雇用戦略等当省重要政策含む。)

(1) 有・無

(2) 具体的内容

「経済財政改革の基本方針2009」(平成21年6月23日閣議決定)において「看護師の専門性を高めるとともに、医師と看護師等との役割分担が可能な行為を一層明示・普及し、業務範囲の拡大と責任の所在を明確にしつつ、チーム医療・役割分担を積極的に推進する」とされている。

③審議会の指摘

(1) 有・無

(2) 具体的内容

「安心と希望の医療確保ビジョン」(平成20年6月18日取りまとめ)において「医師と看護師職との協働の充実」が盛り込まれている。

「看護の質と向上と確保に関する検討会」(平成21年3月)において「医療関係職種が各々の専門性を高め、相互の専門性を理解し、チーム医療を推進していくことが重要である」とされている。

④研究会の有無

(1) 有・無

(2) 研究会において具体的に指摘された主な内容

⑤総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

(1) 有・無

(2) 具体的状況

平成20年度重要対象分野として医師確保が選定されたところであり、現在、政策評価を進めているところである。

⑥会計検査院による指摘

(1) 有・無

(2) 具体的内容

⑦その他